

議案第 16 号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

国民健康保険制度改革により、都道府県が国民健康保険、財政運営の中心的役割を果たす保険者となった。

これに伴い県内市町村で条例の内容を合わせるため、当該条例を改正する。

### 2 改正内容

国民健康保険法第6条に定める適用除外者で「市町村が条例で定めるもの」を、日野町国民健康保険条例に定めるため、第5条「次の各号に掲げる者は被保険者とししない」規定を追加する。

児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

### 3 附則規定

平成31年4月1日から施行する。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例(昭和45年日野町条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(被保険者としない者)</u> 第4条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者としない。</u></p>	<p>第4条 <u>削除</u></p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。